

津市個別施設計画(案) (ダイジェスト版)

1 - 参考 2

計画策定に係る背景

人口増加や経済成長を背景に昭和40～60年代に公共施設を集中的に整備



公共施設総数は1,000施設を超える

今後一斉に更新等の時期を迎える

人口減少等により財源は必然的に縮小

現在の施設をそのまま維持していくことは困難

方針の策定

H29年1月

津市公共施設等総合管理計画の策定

公共施設の最適化に向けての基本的な考え方

計画の推進

R2年度

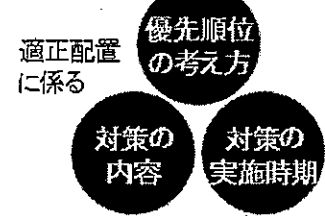
津市個別施設計画の策定が必要

個別の施設についての取り組みの方向性

第1章 津市個別施設計画の策定について (計画の概要) (P5～)

第1項 津市個別施設計画とは

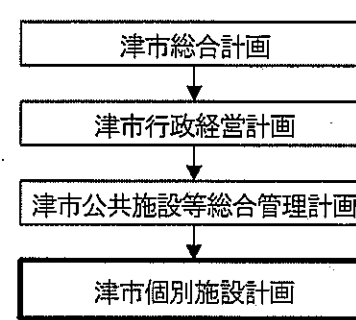
- 津市公共施設等総合管理計画を推進するため、施設毎の具体的な対策方針として、下記の内容を中長期的な視点で定める計画です。



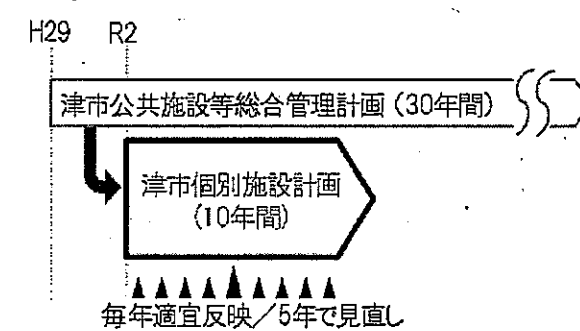
第2、3、4項 本計画の位置付け、期間、対象施設

- 津市総合計画、津市行政経営計画を踏まえた津市公共施設等総合管理計画に基づく計画です。
- 計画期間は10年間とし、毎年度点検・検証を行い見直します。
- 対象施設は公共建築物のうち852施設とします。
- 公共建築物のうち市営住宅、公営企業(ボートレース、駐車場)などは別途策定することとし、小規模な施設などで再編に係る検討の余地がないもの(公衆便所、墓苑など)は対象外とします。
- 上下水道、道路などのインフラ施設は別途策定することとし、用途廃止施設は対象外とします。

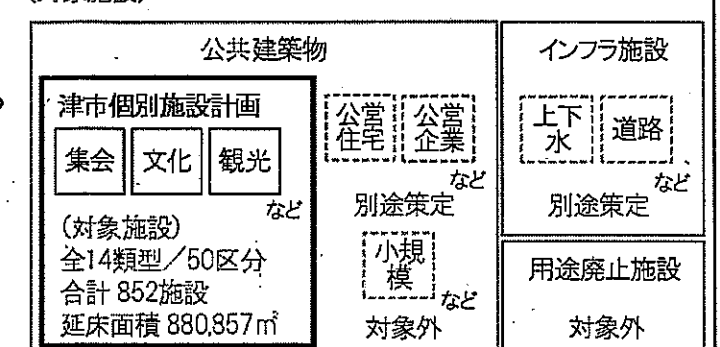
(本計画の位置付け)



(期間)



(対象施設)



第5項 対策の進め方及び優先順位の考え方

- 総合管理計画における「公共建築物に係る実施方針」を基本とし、本計画では(1)～(9)の事項について、重点的に取り組みます。
- 個別施設の現状と課題を整理のうえ、機能・建物の両面から、施設毎の方向性を検討し、具体策に取り組みます。

対策の中心となる重点事項		
(1)基本政策との連動	(4)多機能化とエリア再編	(7)費用対効果の検証
(2)必要な機能の確保	(5)施設の計画的な保全	(8)管理運営手法の見直し
(3)利用圏域に応じた配置	(6)施設の有効活用	(9)地区経営の推進

現状と課題の整理

機能の重複状況
利用率・利用実態
建物の健全性・耐震性

対策

施設毎の方向性

機能(ソフト)	建物(ハード)	施設毎の方向性
継続 廃止 検討 集約化 など	継続 改修/建替 処分/転用 検討 など	- 計画的に保全: 長期的に使用 + 多機能化・転用 - 適切に維持: 耐用年数等まで維持 - 譲渡・貸し付け: 団体等の自主的な管理運営に移行 - 除却・売却: 処分方法の検討

第2章 個別施設計画 (施設区分・施設毎の方向性) (P17～)

施設 類型	施設区分	施設 数	施設区分毎の方向性（要旨抜粋）	施設毎の方向性（3年間を目途に検討、具体策に取り組むもの）			
				区分	施設名	機能 建物	説明
集会施設 （P20）	①コミュニティセンター	44	●地区活動拠点：多機能化を図り継続、建物は計画的に保全 ●その他の施設：耐用年数まで維持 ●地区内に類似機能がある場合は、建物の在り方を検討	①	高茶屋市民センター	継続 検討	機能は継続するが、地区内で集会施設機能が重複していること、地区内で他の施設の老朽化が進んでいることなどから、建物の在り方について、地域の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
	②集会所	67	●機能は継続、建物は耐用年数又は補助金の処分制限期間まで維持 ●自主的な管理運営に移行することが望ましいものは合意形成のもと自治会等に譲渡		津西会館	継続 新設	地区活動拠点施設として機能を継続し、建物は計画的な保全に努める。また、（仮称）津西会館別館を令和4年度の供用開始を目指し、建設する。
	③市営住宅内集会所	7	●津市公営住宅等長寿命化計画にて整理する市営住宅にあわせて整理	②	落合地区集会所	検討 検討	地域に利用の意向がないことから機能の廃止を検討し、建物は早期に処分を検討する。
	④隣保館	12	●地区活動拠点：多機能化を図り継続、建物は計画的に保全 ●その他の施設：役割を終えるまで機能を継続、建物は適切に維持。		安濃農民研修センター	廃止 処分	エリア再編により周辺の公共施設へ集会施設機能を集約したうえで、農民研修センターの機能を廃止する。なお、跡施設は国・県と補助金返還の免除に係る手続きを行ったうえで処分（解体）する。
	⑤農民研修センター	16	●利用実態に応じた機能の見直しを検討	⑤	南郊公民館	継続 検討	機能は継続するが、老朽化が顕著であること及び地区内で集会施設機能が重複していることから、建物の在り方については、地域・地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
	⑥教育集会所	18	●耐用年数まで役割を継続、建物は適切に維持 ●役割を終えるまでに使用が出来なくなった場合は、地区内の合意のもと他の施設での事業実施を検討		河芸公民館	継続 検討	地区活動拠点施設として機能は継続するが、施設の老朽化が進んでいること、地区内で集会施設機能が重複していることなどから、早期に地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討し、具体化する。
	⑦公民館	53	●地区活動拠点：多機能化を図り継続、建物は計画的に保全 ●その他の施設：耐用年数まで維持又は施設再編の結果に応じて対応 ●老朽化が進行しており、地区内に類似機能がある又は利用率が著しく低い場合は、再編・再配置を検討		学校借用施設の公民館（豊津、黒田、明、雲林院、棕本、安西、辰水、長野）	検討 検討	利用率が著しく低いことから、利用実態を精査した上で、機能は地域において拠点となる公民館に集約化し、跡施設は利活用等について検討する。

津市個別施設計画(案) (ダイジェスト版)

施設 類型	施設区分	施設 数	施設区分毎の方向性(要旨抜粋)	施設毎の方向性(3年間を目途に検討、具体策に取り組むもの)			
				区分	施設名	機能 建物	説明
文化施設 (P48)	①文化センター	12 (再掲 2施設 含む)	●文化・創造ホールを複合する施設:機能は継続、建物は長寿命化 ●地域ホールを複合する施設:機能は継続、建物は改修・修繕内容を検討しながら計画的に耐用年数まで維持 ●その他の施設:機能は継続、建物は区分所有する建物にあわせて対応	①	津リージョンプラザ(お城ホール及び 附帯施設)	継続 改修	文化芸術の重点施策を担う施設として機能は継続する。建物は天井、受変電設備、空調設備等について改修を行い、その後は計画的な保全に努める。
	②図書館	11	●図書館サービスの在り方を検討(中央館-地域館の位置づけ、施設総量、配置、管理運営など)、建物は計画的に保全		河芸公民館(大ホール、会議室 等)※再掲(集会施設編公民館に区分)	継続 検討	地域文化や郷土芸能の継承及び多目的な利用に供する施設として機能は継続する。建物は、地域又は地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で在り方を具体化する。
	③資料館等	14	●いずれの施設も機能は継続 ●人文系資料館:耐用年数まで維持し、他の施設に複合化 ●テーマ資料館・ガイダンス施設:計画的に保全 ●歴史的建造物:必要な補修等を行い、保存・活用 ●文化財収蔵庫:用途廃止施設等に集約化 ●埋蔵文化財施設:中核施設は計画的に保全、その他は資料館に複合化	②	津図書館	検討 改修	図書館サービス等の在り方について検討する。建物については複合する津リージョンプラザにあわせて改修する。
スポーツ施設 (P55)	①体育館・武道場	25	●基幹体育館・武道場:機能は継続、建物は計画的に保全 ●地域体育館・武道場:新計画を策定する中で在り方を検討 ●その他の体育館:利用実態や老朽化状況を精査し、在り方を検討	①	各地域の体育館・武道場(久居、 河芸、芸濃、美里、安濃、香良洲、 一志、白山)	検討 検討	スポーツ施設の整備計画を新たに策定する中で、地域体育館・武道場の在り方について検討する。
	②サッカー場・野球場・ グラウンド・陸上競技場	28	●津球場公園内野球場:機能は継続、建物は改修し計画的に保全 ●運動施設として設置している施設:新計画を策定する中で在り方を検討 ●その他の施設:地域・団体による自主的な運営形態への移行を検討	②	津球場公園内野球場	継続 改修	機能は継続し、建物等は改修後も計画的な保全に努める。
	③プール	8	●サオリーナ内プール:機能は継続、建物は計画的に保全 ●運動施設として設置しているプール:新計画を策定する中で在り方を検討 ●その他のプール:利用状況を精査し、必要性を含め検討 ●休止中のプール:機能は廃止、施設は処分を検討		運動施設として設置しているグラウ ンド等(津球場を除く)	検討 検討	スポーツ施設の整備計画を新たに策定する中で、施設の在り方について検討する。
	④テニスコート	20	●津市民テニスコート:新設整備を継続、あわせて既存コートの集約化を検討 ●運動施設として設置しているコート:新計画を策定する中で在り方を検討 ●その他のコート:利用状況を精査し、必要性を含め検討	③	久居中央スポーツ公園内プール、 香良洲プール	検討 検討	スポーツ施設の整備計画を新たに策定する中で、施設の在り方について検討する。
	⑤その他運動施設	13	●運動施設として設置しているゲートボール場:新計画の策定と並行して、廃止、処分等を含めて検討 ●河芸マレットゴルフ場:機能は継続、競技場や設備等は計画的に保全 ●香良洲パターゴルフ場:新計画を策定する中で施設の在り方について検討 ●その他の施設:利用状況を精査し、必要性を含め検討		青山高原保健休養地プール	検討 検討	青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化する。
					休止中のプール(美里幼児、白山 川口、白山元取)	検討 検討	既に休止中であることから、機能は廃止し、施設の処分について検討する。
観光施設 (P83)	①キャンプ場・河川公 園	10	●経営上の課題があることから、利用実績などを精査し、在り方を検討	④	津市民テニスコート	新設 新設	全市レベルの基幹的な施設として新設整備し、以降は計画的な保全に努める。
	②温浴施設・宿泊施 設・レストラン	7	●榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」:官民連携手法により建て替え ●その他の施設:経営上の課題があることから、利用実績などを精査し、本市が設置運営していく必要性など再在り方を検討 ●長期休止中の施設:機能は廃止、建物等は処分		運動施設として設置しているテニ スコート(入江、安濃を除く)	検討 検討	スポーツ施設の整備計画を新たに策定する中で、施設の在り方について検討する。
	③観光センター	3	●機能は継続、建物は計画的に保全		入江公園内テニスコート、安濃テ ニスコート	廃止 検討	津市民テニスコートの供用開始にあわせ機能を廃止し、跡地の利活用等について検討する。
産業施設 (P92)	①勤労会館・労働会館	2	●建物の老朽化、利用料の増収に向けた課題があることから、事業内容や役割等、必要性を含めて在り方を検討		榊原自然の森温泉保養館「湯の 瀬」テニスコート	廃止 転用	湯の瀬の再整備にあわせ、テニスコートは廃止し、跡地に新たな温浴施設の整備を行う。
	②コンベンション施設	1	●機能は継続、建物は計画的に保全		青山高原保健休養地テニスコート	検討 検討	青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化する。
	③産業振興施設	1	●機能を継続し、現施設への入居を継続	⑤	運動施設として設置しているゲート ボール場	検討 検討	スポーツ施設の整備計画を新たに策定することと並行して、廃止、処分等を含めて検討する。
	④加工場	14	●農林業者による自主的な運営形態に移行するため、段階的に譲渡 ●未利用施設、不要と判断される施設は機能を廃止し、建物は転用又は処分		香良洲パターゴルフ場	検討 検討	スポーツ施設の整備計画を新たに策定する中で、施設の在り方について検討する。
					青山高原保健休養地パターゴルフ 場(休止中)	検討 検討	青山高原保健休養地全体の経営改善検討の中で具体化する。
				①	青山高原保健休養地	検討 検討	建物の老朽化が顕著であり、利用者の減少に伴い収支が悪化していることに加え、管理運営の財源としている基金残高が減少していることから、経営改善について早期に検討
				②	榊原自然の森温泉保養館「湯の 瀬」	継続 建替	観光拠点である榊原温泉の魅力向上のため、機能を継続し、官民連携手法による整備を進める。
					レストハウスすまぐち(休止中)	廃止 処分	既に長期休止中であり、地域振興への寄与の度合いも低いと考えられることから、機能を廃止し、建物等は処分する。
					レークサイド君ヶ野(休止中) ※宿泊機能は休止中	検討 検討	建物の老朽化が顕著であり、宿泊機能が既に休止中であることから、機能の見直しについて早期に取り組む。
				④	大型共同作業所(休止中)	廃止 検討	既に休止状態となっていることから機能を廃止し、建物は倉庫等、他の用途への転用を検討する。
					林業センター(休止中)、大原農業 集出荷場(休止中)	廃止 処分	既に休止状態となっていることから機能を廃止し、建物は処分する。

津市個別施設計画(案) (ダイジェスト版)

施設 類型	施設区分	施設 数	施設区分毎の方向性(要旨抜粋)	施設毎の方向性(3年間を目途に検討、具体策に取り組むもの)			
				区分	施設名	機能 建物	説明
教育 児童施設 (P.99)	①小学校・中学校・義務教育学校	68	●義務教育の場として機能を継続、建物は学校施設の適正規模・適正配置に向け、各校の実状に応じて、各事項(ア～オ)を検討 (ア.教室数の基準設定と適正化、イ.学校の統廃合および学校施設への他の公共施設機能の複合化、ウ.校舎棟の長寿命化改修、エ.体育館及びプールの老朽化対策、オ.余裕教室等の地域開放)	①	修成小、安濃小、朝陽中	継続 改修	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について令和3年度に長寿命化改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
	②給食センター	3	●一志学校給食センター:調理設備等の老朽化が進んでいることから、他のセンターへの機能統合を含め、機能及び建物の在り方を検討 ●中央学校給食センター:対象校の拡大を検討、建物は計画的に保全 ●香良洲学校給食センター:機能は継続、設備は計画的に保全		西が丘小、久居中	継続 改修	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎について平成30年度から令和2年度にかけて大規模改修を行い、改修後は計画的な保全に努める。
	③教育研究所	2	●機能は継続、建物は、老朽化が顕著な教育研究所について、施設の特性を考慮しながら、他の既存施設の転用を中心に検討		片田小、上野小、明合小、西橋内中、橋北中、東橋内中、橋南中	継続 検討	機能を継続し、建物は老朽化が進行していることから、今後も継続して使用する校舎の長寿命化改修について具体化する。
	④短期大学	1	●教育及び研究だけでなく、地域貢献、市民還元等の観点からも機能は継続、建物は、学生の安全確保に必要な改修を行いつつ、老朽化対策を検討	②	中央学校給食センター	検討 継続	主要な学校給食施設として、課題を改善した上で対象校の拡大について検討するとともに、建物は計画的な保全に努める。
	⑤放課後児童クラブ	47	●機能は継続、建物は、単独施設では計画的に保全、学校施設内のクラブは学校の在り方にあわせて対応 ●狭あい化や老朽化への対応など、施設整備においては、学校の余裕教室、他の近隣の公共施設の利用を検討		一志学校給食センター	検討 検討	建物の経年劣化及び調理設備等の老朽化が進んでいることから、機能統合など今後の在り方について早期に検討する。
	⑥保育所・幼稚園・こども園	54	●保育所及びこども園:受入枠の拡大を図り、機能を継続、建物は計画的に保全、保育提供体制の構築にあたっては、民間活力の活用を図る ●幼稚園:児童が減少していることから、混合学級や合同保育を実施のうえ、再編を検討、建物は、継続する施設では計画的に保全、廃止する施設では転用等を検討	⑤	成美、栗葉、椋本	継続 増設	狭あい化に対応するため増設する。現施設の建物は計画的な保全に努める。
	⑦子育て支援センター	8	●機能は継続、建物は、単独施設では計画的に保全、複合施設では複合先の施設にあわせて対応		西が丘(杉の子会2)、南が丘(たんぼぼクラブ3丁目)、誠之、桃園	継続 検討	狭あい化に対応するため増設を検討する。現施設の建物は計画的な保全に努める。
	⑧児童館	7	●いずれの施設も機能は継続 ●まん中こども館及び川合児童館:建物は区分所有又は複合する施設にあわせて対応 ●たるみ子育て交流館:建物は耐用年数まで維持 ●その他の児童館:建物は役割を終えるまで計画的に保全	⑥	上野保育園、上野幼稚園	集約化 改修	河芸地域におけるこども園の再編に伴い、上野保育園、上野幼稚園及び豊津幼稚園の機能を集約化する。建物は、新たなこども園の園舎とするため上野保育園及び上野幼稚園の園舎を改修し、豊津幼稚園については、用途廃止のうえ利活用方法について検討を行う。
福祉 施設 (P.137)	①老人福祉センター・デイサービスセンター (在宅介護支援センター、生活支援ハウスを含む)	14	●老人福祉センター:機能は継続、建物は耐用年数まで維持 ●デイサービスセンター及び在宅介護支援センター:いずれも市営施設としては休止中となっていることから廃止に向け検討 ●生活支援ハウス:余裕居室があることから、将来的に集約化を図る		豊津幼稚園	集約化 検討	高茶屋地区におけるこども園の在り方について、民間事業者の参入も含めて検討する。
	②社会福祉センター・福祉会館・老人憩いの家	7	●社会福祉センター・福祉会館:機能は継続、建物は耐用年数まで維持 ●老人憩いの家:自治会等との協議が整ったものから施設の譲渡を検討	⑦	高茶屋保育園、高茶屋幼稚園	検討 検討	
	③介護保険施設	1	●民間参入が進んでいることから、民間事業者と協議を行い、施設の譲渡を図る		安濃子育て支援センター「わくわくランド」	継続 移転	機能は継続し、建物はサンヒルズ安濃交流施設等のレクリエーション室を改修のうえ移転する。現施設は同交流施設等の多目的室に転用する。
	④障がい福祉サービス施設	6	●民間参入が進んでいる地域もあることから、民間施設の配置や需要の状況を踏まえ、サービスの在り方を調査・検討	④	コスモス作業所	検討 検討	建物の老朽化が顕著であることから、今後の施設の在り方について早期に検討する。
	⑤障がい者支援施設・母子寡婦支援施設	3	●障がい者相談支援センター:機能は継続、建物は区分所有する津センター・ハレスビルにあわせて対応 ●身体障害者福祉会館及び母子寡婦福祉会館:機能は継続、建物は耐用年数まで維持				
	⑥共同浴場	1	●役割を終えるまで機能を継続、建物は計画的に保全				

津市個別施設計画(案) (ダイジェスト版)

施設 類型	施設区分	施設 数	施設区分毎の方向性(要旨抜粋)
(P152~)	①保健センター	10	●中核保健センター:機能は継続、建物は複合する施設にあわせて対応 ●地域保健センター:貸館部分の転用や他の施設内への移転・複合化などを検討
	②診療所	6	●診療所の機能は継続、建物は、複合施設では複合する施設にあわせて対応、単独施設では計画的に保全又は周辺施設への移転・複合化を検討
(P158~)	①本庁舎・総合支所庁舎	11	●本庁舎:機能は継続、建物は必要な改修を行い長寿命化 ●教育委員会庁舎:機能は継続、建物は計画的に保全 ●総合支所庁舎:機能は継続、建物は余裕部分の有効活用を図り、計画的に保全
	②工事事務所等	3	●工事事務所、津市建設作業事務所は、機能は継続、建物は計画的に保全 ●土地区画整理事務所は、事業の完了年度まで継続、建物は利活用等を検討
	③出張所	27	●機能は継続、建物は老朽化が顕著な施設から優先的に集会施設と複合化を検討
(P167~)	①消防署所	13	●老朽化が進んでいる施設:整備方針を検討 ●継続する施設:機能向上を図り、計画的に保全
	②消防団施設・水防倉庫	128	●消防団施設:機能は継続、建物は使用可能な限り維持 ●水防倉庫:消防団施設との機能統合による効率的な施設運営を図る
	③消防倉庫	3	●いずれの施設も機能は廃止、建物は転用、自治会への譲渡等を検討
公営住宅	林業者宿泊施設(P178~)	1	●機能は継続、建物は耐用年数まで維持
処理場(P179~)		13	●焼却施設及びし尿・浄化槽汚泥処理施設:処理量等の変化を見据え、効率的・効果的な施設整備・運営の在り方を検討 ●中間処理施設及び埋立処分施設:機能は継続、建物は計画的に保全 ●エコ・ステーション:民間の事業状況を踏まえ、市営施設の配置を検討
(P184~)	①ヘリポート	1	●民間による利用が減少していることから、高速交通機能としての在り方を検討
	②旅客船ターミナル	2	●機能は継続、建物は計画的に保全
	③駐輪場	25	●飽和・過密状態の施設もあることから、適正配置と収容台数の確保を図る ●機能は継続、設備等は計画的に保全
斎場・火葬場(P191~)		3	●機能は継続、建物は計画的に保全又は耐用年数まで維持 ●利用状況や老朽化の状況に応じて機能の段階的な集約化を検討

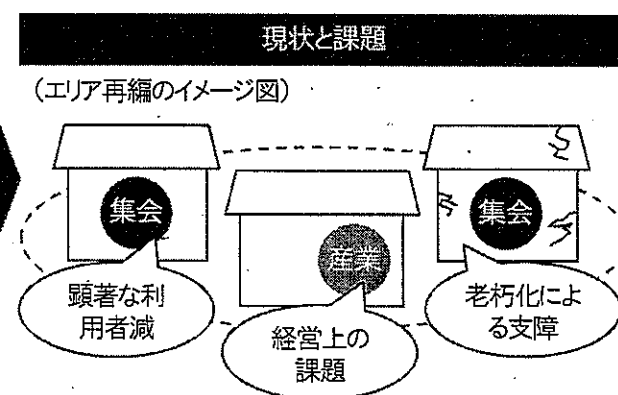
施設毎の方向性(3年間を目途に検討、具体策に取り組むもの)

区分	施設名	機能 建物	説明
①	津市役所本庁舎	継続 改修	本市の行政執行の拠点であることから、機能は継続し、建物は、令和3年度までに設備等の改修を行い長寿命化を図る。
②	津駅前北部土地区画整理事務所	廃止 検討	事業完了まで機能を継続し、建物については、事業完了の時期を見越して、利活用又は処分等について検討する。
③	高茶屋出張所	継続 検討	機能は継続するが、複合施設である南郊公民館を含め、地区内の他の施設でも老朽化が進んでいることから、建物の在り方については、地区の公共施設の再編・再配置を検討する中で具体化する。
①	北消防署	継続 建替	現施設の隣接地に建て替え、機能を継続する。
	中消防署、中消防署西分署	検討 検討	整備方針について検討する。
②	津方面団栗真分団車庫・栗真水防倉庫	継続 建替	機能を継続し、建物は北消防署の建て替えに合わせて移転及び複合化する。
	江戸橋水防倉庫	継続 協議	消防橋北倉庫に移転し、機能を継続する。跡施設は、自治会への譲渡等を早期に協議する。
③	消防橋北倉庫	廃止 転用	消防倉庫の機能を廃止し、跡施設は橋北水防倉庫に転用する。
	久居元町旧第2分団倉庫	廃止 協議	消防倉庫の機能を廃止し、跡施設は自治会への譲渡等を早期に協議する。
	消防櫛形倉庫(未利用)	廃止 転用	現在未利用となっていることから機能を廃止し、跡施設は水防倉庫への転用を進める。
③	久居駅前第2公共自転車等駐車場	継続 改修	除却後の久居駅前公共自転車駐車場の敷地を活用し、拡張整備を行う。

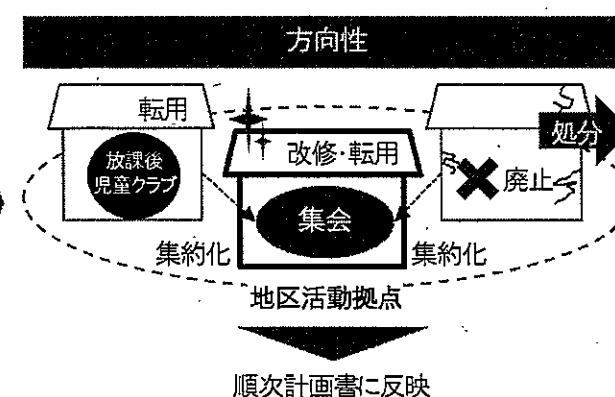
第3章 エリア再編 (P193~) 凡例 ●:機能 ■:建物 ○:施設の課題

- エリア再編とは、一定の範囲(エリア)内にある複数の施設の課題を面的に俯瞰し、一体的に検討のうえ、施設を再編・再配置することをいいます。
- 主要な施設の改修時期を捉えつつ、課題が顕在化するタイミングで、基本方針(1)~(4)に基づき、検討・実施します。

エリア再編の基本方針
(1)市民協働の推進
(2)まちづくりのコーディネート
(3)跡施設の利活用
(4)売却による財源確保



エリア再編



第4章 本計画の推進に向けて(P199~)

- 総合管理計画における「計画推進のための取組」を基本とし、本計画では(1)~(4)の事項について重点的に取り組みます。

本計画の推進のための取組

(1)一元的な体制	(3)受益者負担の適正化	体制・仕組みの整備
(2)地区経営の推進	(4)市民の意見を反映	

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る「新しい生活様式」の定着に向けた、各種の環境整備や管理運営に取り組めます。